

農業委員会への報告に係る提出書類等

農地所有適格法人の場合		農地所有適格法人以外の者の場合
農地所有適格法人報告書		農地等の利用状況報告書
定款の写し		(法人の場合) 定款又は寄付行為の写し
株式名簿、組人名簿、社員名簿のいずれかの写し		
構成員に農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に規定する承認会社が含まれる場合	構成員が承認会社であることを証する書面(農林水産大臣の承認を受けた農林漁業法人等投資育成事業に関する計画の写し)	
	構成員の株主名簿の写し(議決権の記載があるもの)	
構成員に農業経営基盤強化促進法に規定する関連事業者が含まれる場合	関連事業者に該当する構成員と農地所有適格法人の間で締結された契約書の写し	
その他参考となるべき書類 (内容により提出を求める場合があります)	損益計算書	同左 (内容により提出を求める場合があります)
	構成員の出勤記録	
	総会議事録等の写し	
	など	

(根拠法令) 農地法第6条

農地法施行規則第58条、59条

農地法第6条の2

農地法施行規則第60条の2

※いずれも毎事業年度の終了後三月以内に、報告書の提出が必要です。